

# 運用

調整番号	007-01	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	事務分掌
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合の組織に関する規則等を基本に、住民サービスの低下を招くことがないよう、新たに創設した部署との整合性を図り、新体制の組織に応じた事務分掌を定める。</li> </ul>						

調整番号	007-03	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	消防職員委員会
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3消防本部とも消防庁の定める基準に従い消防職員委員会規則が規定されているため、広域化後の組織規模を勘案して、委員の定数は、消防局は各部1人、各消防署は署所1人ずつの合計16人とし、意見とりまとめ者の定数は、消防局2人、各消防署2人ずつの合計8人とする。事務局は、人事企画課とする。</li> </ul>						

調整番号	008-01	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	決裁、専決事項
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合事務専決規程を基本に、それぞれの消防署で各種受付や予防業務を処理することができるよう専決規程を定める。</li> </ul>						

調整番号	008-02	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	火災原因調査
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例規は新たに作成することとし、書類様式は令和4年8月19日付け消防予第398号にて消防庁より発出された「火災調査書類様式例の見直し及び標準火災調査書類作成マニュアルの策定等について（通知）」を参考とする。</li> <li>・ 調査担当部署については、例規や関係機関対応等の大阪南消防局として包括的な対応が必要な業務は警防部警防課とし、原因調査業務については各消防署警備課で行うこととする。</li> <li>・ 文書保存年数は30年とする。</li> <li>・ 各種証明書の申請受付及び発給業務は各署消防課が担当し、証明書に必要な情報入力各署警備課が担当する。</li> </ul>						

調整番号	008-03	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	開発行為
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為に関する指導基準は統一することとし、町村部局で指導している太子町、河南町、千早赤阪村についても大阪南消防局が指導する。 例規改正や関係機関との調整等で組合組織としての対応が必要な事項は警防部警防課が担当する。業者に対する開発指導は各消防署の消防課予防係が行うこととし、検査の際は各消防署警備課が支援する。また、大規模開発等で必要な場合は警防部警防課が支援することとする。</li> </ul>						

調整番号	008-04	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	消防同意
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書類の経路については、同意件数、処理期間、同意審査を考慮し、広域化後の各署（3消防署）において処理する。          なお、現在各市町村担当部局が直接本部予防課に持ち込み同意事務を処理しているため、経路方法を継続する。</li> <li>・同意における消防用設備等の審査及び指導については、公正かつ公平に実施し、事務処理及び審査基準の統一を図り、審査等において疑義が生じた場合は、消防 OA システム等を活用して本部と協議し審査及び処理することができる体制を構築し事務処理の効率化を図る。</li> <li>・決裁に関しては、新たに専決規程や各事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-05	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	立入検査
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合の例規等を基本として考え、査察対象区分について広域化前までに3消防本部で協議し実効性の高いものに改正する。また、警備課員が実施する査察区分等についても併せて協議統一する。</li> <li>・計画的な立入検査を遂行するため、消防 OA システムを活用し精度の高いものにする。</li> <li>・仮称「特別査察隊」には定期の査察区分の割り振りを行わず、署所からの依頼及び重大な消防法令違反に対応できる体制を構築する。</li> <li>・決裁に関しては、新たに専決規程や各種事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-06	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	査察違反処理
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合の例規等を基本として考え、査察を適正に処理し、効果的な行政執行を行うため、協議し実効性の高いものを策定する。</li> <li>・仮称「特別査察隊」を本部に置き、早急に査察を実施する必要性を認めた事案等について行うものとする。運用については違反事実がある署の管轄する予防担当者と本部予防課又は保安課と合同により原則5名を1チームとして基本的に運用する。なお、事案の内容等により本部と署の対応人員を変更し配置することができることとする。</li> <li>・決裁に関しては、新たに専決規程や各種事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-07	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	危険物規制等
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物規制及び保安3法関係に関しての手続き等は消防法、保安3法に関する関係法規及び各政省令で規定されているため、3消防本部の各規則を集約し、新たに各規則を制定する。</li> <li>・決裁に関しては、消防本部危険物（保安）係から広域化に移行した消防局保安課と各消防署消防課に設置を予定しているため、新たに専決規程や各事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> <li>・規制の審査に関する指導方法は3消防本部でばらつきがあるため、審査基準を協議統一する。</li> <li>・危険物関係手数料の収納方法は、柏原羽曳野藤井寺消防組合手数料条例を基に統一を図る。</li> </ul>						

調整番号	014-01	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	職員の階級と職位の引継ぎ
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化前の階級と職位を引き継ぐことを基本とするが、新組織の規模に応じた職位ごとに階級格付けするなどの調整を行うものとする。</li> </ul>						

調整番号	014-02	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	分限と懲戒
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第27条の規定に基づき、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。</li> </ul>						

調整番号	014-03	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	定年・再任用
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第22条4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。</li> </ul>						

調整番号	014-04	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	休日休暇制度
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員の代休制度の運用については、広域化後1年間を経過措置期間として、代休残日数を優先して消化していくものとする。</li> </ul>						

調整番号	014-05	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	休暇残日数の取扱い
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末の休暇残日数を引き継ぐことを基本とする。休暇の付与について、柏原羽曳野藤井寺消防組合の休暇制度と同じ暦年付与である河内長野市消防本部職員は、そのまま休暇残数を引き継ぐものとし、年度付与である富田林消防本部職員は、令和6年4月1日に15日を付与し、令和7年1月1日に令和5年度付与休暇残数が消滅する際に、不利益が無いよう新たに5日を付与するものとする。</li> </ul>						

調整番号	014-06	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	公務災害補償
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。</li> </ul>						

調整番号	014-07	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	消防賞じゅつ金
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。</li> </ul>						

調整番号	014-08	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	表彰
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とする。</li> <li>ただし、合流する2消防本部の表彰選考に不利益がないように、柏原羽曳野藤井寺消防組合の表彰制度に規定される表彰内容と「同等の功績等が認められる者」を対象とするように改正する。</li> </ul>						

調整番号	014-09	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	任用（再任用）
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に合わせることを基本とし、再任用の手続きは、それぞれの消防本部での勤務実績をもって選考する。</li> </ul>						

調整番号	014-10	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	任用 (会計年度任用職員)
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合では採用を行っていなかったため、条例を制定していなかったが、消防広域化に併せて採用の必要があった場合も対応できるように条例制定する。</li> </ul>						

調整番号	014-11	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	生命保険団体契約
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>合流する2消防本部の職員は、一旦退職手続きのうえ、異動手続きを行い新組織に引き続くものとする。</li> </ul>						

調整番号	014-12	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	共済関係団体への加入
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>合流する2消防本部の職員は、一旦退職手続きのうえ、内部転入の処理を行い新組織に引き続くものとする。</li> </ul>						

調整番号	015-01	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	職員給与の調整
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化前の3消防本部が使用する8級制の行政職給料表（一）を適用し、広域化直前に支給されている各職員の級号給を引き継ぐが、調整が必要な場合は個別に対応する。</li> </ul>						

調整番号	016-01	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	諸手当等
検討調整結果	<p><b>【地域手当】</b>  新規採用職員はR6(年度)当初から8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)とする。  また、次々回の地域手当改正が予想されるR16(年度)を期限とした経過措置期間を設け、柏羽藤消防職員はR6～R7(年度)の2年間、現行消防本部の地域手当の制度(R5現在10%)を適用し、以降、経過措置期間終了までは、3年ごとに段階的に0.5%減率し、R17(年度)から8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)に移行する。  富田林消防職員と河内長野消防職員はR6(年度)から現行消防本部の地域手当(R5現在6%)とし、経過措置期間終了後は、8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)に移行する。なお、地域手当が改正された場合は、改正された地域手当を上記に当てはめるものとする。</p> <p><b>【基本的な考え方】</b>  ○R7(年度)地域手当が改正された場合、あらゆるケースが考えられることから、8市町村による協議のうえ決定することとし、基本的な考え方としてR8(年度)から8市町村の加重平均率に向かって減率となる職員については、経過措置として3年ごとに0.5%以内の減率を段階適用する。  ○富田林消防職員と河内長野消防職員については、R7(年度)地域手当が改正された場合、改正された率を経過措置期間中は適用することを基本とする。  ○上記の場合であっても、8市町村の地域手当改正の動向なども勘案し、8市町村の加重平均率を即時適用することも選択肢の一つとして協議する。</p>						

調整番号	016-02	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	旅費
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>3消防本部の関係する条例等を精査し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき決定する。</li> </ul>						

調整番号	016-03	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	退職手当
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化前の富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の職員は、一旦退職手続を行うが、退職手当は支給せず、勤務継続年数等を広域化後の組織に引き継ぐものとする。</li> </ul>						

調整番号	021-07	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	緊急消防援助隊
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府大隊等応援等実施計画で定められている、大阪府大隊編成に影響を及ぼさないようにする必要があるため、広域化後も現在の3消防の登録隊の合計数及び出動隊編成を維持する。広域化後の各署における出動編成は、当初は現状のままとする。</li> </ul>						

調整番号	021-09	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	予防広報車両
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部運用（警防部予防課及び保安課）の車両の確保が必要となるが一定の効率化を図るため、広域化後の警防課、救急課などと車両運用について調整を図る。なお、（仮称）特別査察隊が本部運用する車両の確保が必要。</li> <li>・各署（各消防課）予防係が運用する車両配置については、基本的に現行の台数が必要となることから維持する（柏羽藤署予防係3台、富田林署予防係3台、河内長野署予防係2台）。</li> <li>・広域化後の消防課予防係と消防係の互いの必要台数を勘案し、運用する車両の調整を図る。</li> </ul>						

調整番号	021-10	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	火災予防広報
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防局（本部）において指針を定め各署において行うこととするが、地域特性等を勘案し広域化後の各署単独で現状実施している事業の継続を図る。</li> <li>・防火管理講習については、外部委託（一般財団法人日本防火・防災協会）により広域化後の柏羽藤署、富田林署、河内長野署の3署の管轄内において各1回、大阪南消防局として年3回の実施とする。</li> </ul>						

調整番号	021-11	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	予防啓発事業
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防局（本部）において指針を定め各署において行うこととする。</li> <li>・住宅用火災警報器設置率調査方法について協議し統一を図る。</li> </ul>						

調整番号	021-12	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	様式の統一
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種様式については、条ずれ、ばらつきがあるため統一化を図る。</li> <li>・広域化後のホームページに掲載するとともに、職員ネットワーク環境の文書管理等のフォルダにより保管し運用する。</li> <li>・例規にないものを含めた全様式について洗い出しを行い協議統一していく。</li> </ul>						

調整番号	021-13	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救急活動の平準化
検討調整結果	<p>大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準、大阪府より示された新しいMC圏域によるプロトコル及び広域消防組織の救急業務運用規程を基本とし、広域化調整事項における各種運用について統一化を図る。</p>						

調整番号	021-14	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救急支援
検討調整結果	<p>広域消防組織関係課において、災害状況に応じ統一の取れた新たな体制及び基準等を策定するものとする。</p>						

調整番号	021-15	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	MC体制
検討調整結果	<p>・MC（メディカルコントロール）の役割として救急活動の質はもちろんのこと、新MC圏域が医療圏を跨いでいることもあり、救急医療体制の課題解決のためにもMC広域化は重要事項であると考え。この目的を達成するため、各関係機関と連携し新たな受入体制の可能性などMC広域化による利点を最大限に生かすことや、両MC会長の協議が円滑に進むよう大阪南消防局が中心となり更なるMC体制強化に向けて3年後までに構築する。</p>						

調整番号	021-16	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	啓発事業
検討調整結果	<p>応急手当の普及啓発に重点を置くとともに、講習会や普及啓発イベント等については、広域消防組織救急課が作成する講習会実施要領等により救急課及び各消防署が実施することとする。広域化までに普及啓発関係における要綱等の策定、各種講習の指導方法の統一化などを図る。</p>						

調整番号	021-17	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	大規模災害・集団災害
検討調整結果	<p>大規模災害及び集団災害の活動方針等が異なるため、基準を統一し、効果的かつ迅速に災害対応できるよう広域消防組織関係課と連携調整を図り、大規模災害、集団災害、震災、NBC災害、水害、鉄道事故及びトリアージ等を階層化し明確にし、広域化までに関係各課と協力し各種計画を策定する。</p> <p>○大規模災害規程(例)</p> <p>→集団災害対応要綱 鉄道事故要領・NBC災害対応要領・トリアージ要領</p> <p>→震災対応要綱</p> <p>→水害要綱</p>						

調整番号	021-18	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	ドクターヘリの運用
検討調整結果	<p>・「大阪府ドクターヘリ運航要領」に準じた要請とし、要請時の消防隊等による支援活動について活動要領を統一することとする。</p>						

調整番号	021-19	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	患者搬送事業
検討調整結果	<p>・指導基準は「患者等搬送事業指導基準等の作成に伴う大阪府下統一の申し合わせ事項」に準じ統一する。事務は消防局（本部）で行なうこととするが、必要に応じて各消防署が支援する。また、基礎講習及び定期講習は、大阪市消防局へ委託することを基本とし、状況に応じて消防局で独自開催する。</p>						

調整番号	021-20	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救命士の配置
検討調整結果	<p>広域化時の救急救命士の配置については、現在の各消防本部の救急救命士の数を基準とする。なお、広域化後に、救急隊1隊あたり、原則2名の救急救命士の乗車体制を維持できるように計画的に養成を行う。</p>						

調整番号	021-21	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	医療廃棄物の処理
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3消防本部での医療廃棄物の処理に伴う規程、要綱及び計画等が異なるため、統一することとする。</li> </ul>						

調整番号	025-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	採用計画
検討調整結果	<p><b>【職員定数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新組織は、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員定数条例を基本とし、初任教育期間中の職員と構成市町村との協定に基づき派遣する職員は定数外とする。また、再任用短時間勤務職員についても、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の運用どおり定数外とする。</li> </ul> <p><b>【危機管理部局への派遣人数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成市町村の危機管理部局への派遣は、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の例にならない、「各市2人、各町村1人」とする。</li> </ul>						

調整番号	028-01	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	消防機関等への派遣
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3消防本部が行っていた派遣は継続し、広域後数年はそれぞれが派遣していた派遣先へは、出身消防本部から派遣することを基本とする。</li> </ul>						

調整番号	028-02	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	階層別研修
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合で実施していた「新任実務教育」や「隊長研修」などの階層別研修を基本とし、新組織の規模に応じた内容に改編して継続する。</li> </ul>						

調整番号	028-03	専門部会	消防	作業部会	人事	調整項目	資格取得
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3消防本部で資格ごとに作成されていた養成計画を精査し、新組織の規模に応じたものに再編、又は改編する。</li> </ul>						

調整番号	029-01	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	貸与物品
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。</li> </ul>						

調整番号	029-02	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	制服等の統一
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合の基準に統一する。</li> </ul>						

調整番号	029-03	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	貸与の方法
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3消防本部が採用していた点数制を継続。被服調査費用総額を点数化したのち、職員数で除した一人あたりの基本点数を算出して貸与する。</li> </ul>						

調整番号	029-04	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	個人装備品の統一
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、柏原羽曳野藤井寺消防組合で採用していた装備品に統一する。ただし、山間部に近い署所にあつては、山岳用資機材の導入を検討する。</li> </ul>						

調整番号	037-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防協力団体との連携
検討調整結果	<p><b>【婦人防火クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新組織の管轄する署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市町村の負担とする。</li> </ul> <p><b>【柏羽藤組合消防団協議会負担金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新組織の柏羽藤署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市の負担とする。</li> </ul> <p><b>【柏羽藤合同消防事業推進協議会負担金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新組織の柏羽藤署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市の負担とする。</li> </ul> <p><b>【火災予防協会・防火協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金等が必要な場合は関係市町村の負担とする。</li> </ul>						

調整番号	039-01	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	予算執行
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度予算は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の令和5年度予算作成までの流れを基本とするが、財政査定前にZOOMを使用した事前説明や、担当市による事前査定を実施する。なお、広域化後の進め方については令和6年度予算の進め方を考慮し、検討することとする。</li> </ul>						

調整番号	039-02	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	使用料
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合行政財産使用料条例を基本として、条例の定めるところにより消防組合の歳入として受けることとする。</li> </ul>						

調整番号	039-03	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	手数料
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合手数料条例を基本として、条例の定めるところにより消防組合の歳入として受けることとする。</li> </ul>						

調整番号	039-04	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	契約事務
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏羽藤消防組合の入札参加資格審査申請（指名業者登録）を基本として、登録期間を2年とする。基本的に年度替り及び年度途中の登録は行わないこととするが、令和6年度のみ追加登録を行う。</li> <li>・ 庁舎清掃業者の決定方法について、柏羽藤消防の業者決定方法を基本として、入札参加資格審査申請（指名業者登録）している業者にて、新組合の各消防署別に入札を実施する。</li> <li>・ 設計及び工事について、各市町村内に存する消防庁舎の工事に係る、設計、監理及び工事は外部発注を基本とし、入札や検査も含め事務委託とする。なお、事務委託に係る協定については、締結に向け継続審議とする。</li> </ul>						

調整番号	039-05	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	高速道路支弁金
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合の運用どおり、インターチェンジの所在する柏原市分と藤井寺市分を消防組合の歳入として受けることとする。</li> </ul>						

調整番号	040-00	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	庶務
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合庶務事務システムを基本とし、広域化後も遠隔申請による効率的な運営ができるよう体制を強化する。</li> </ul>						

調整番号	040-01	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	法律相談・ 例規整備の支援
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律相談に関する支援については、新たに顧問弁護士による支援体制を確立し体制を強化する。例規整備に関する支援については、柏原羽曳野藤井寺消防組合例規集システムの借上げ等を継続する。</li> </ul>						

調整番号	040-02	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	厚生事業
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新組織における厚生事業は、職員で構成する互助会等組織が実施主体として運営するものとする。職員厚生事業の具体的内容は、住民の理解が得られる内容とし、新組織設立時において、事務的な負担が過大にならないよう留意する事を踏まえ新組織において検討するものとする。</li> </ul>						

調整番号	040-03	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	安全衛生管理
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防局、3消防署にそれぞれ衛生管理者や安全管理者を置き、分署及び出張所には安全衛生推進者を置き職場の衛生管理を行うとともに、産業医の巡回により庁舎の衛生状態を確認する。</li> </ul>						

調整番号	040-04	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	安全衛生管理委員会
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防局、3消防署にそれぞれに労働安全衛生委員会を設置し、年1回総括委員会を開いて調査審議を行う。</li> </ul>						